

今月の経理情報

2004年5月

今回のテーマ： 海外勤務における給与・退職金の課税関係

社員が海外勤務となった場合の国内法における給与・退職金の課税関係は、つぎのとおりです。

1. 居住者・非居住者の判定

海外勤務の予定期間が1年以上 = 出国時から非居住者

海外勤務の予定期間が1年未満 = 居住者

2. 非居住者である海外勤務者に対する給与・退職金

出国後最初の給与	課税対象：国内勤務期間に対応する部分 源泉徴収：20% 給与計算期間（1ヶ月以内）の途中で出国した場合の国内勤務期間は、原則除外できる
帰国後最初の給与	課税対象：国内・国外勤務期間のすべて 源泉徴収：一般の国内勤務者同様「給与所得の源泉徴収税額表」による。
年末調整	出国時に1月1日から出国日までの期間について年末調整 帰国日から12月31日までの期間について年末調整 給与総額が2,000万円を超える場合は確定申告
退職金の課税方法の選択	国内勤務期間に対応する部分は、20%の源泉徴収 ただし、退職金を居住者として受けたものとみなして、確定申告により還付を受ける課税方法を選択できる

(注) 役員の場合

1. 原則：国内・国外勤務期間のすべてが課税対象
2. 取締役兼（海外）支店長のように、役員であるとともに同時に使用人として常時勤務する場合は、課税対象外

お見逃しなく

1. 海外勤務の予定期間が1年以上であれば、後発的な事情により1年未満で帰国して国内勤務者となっても、海外勤務中の期間は非居住者として取り扱われます。海外勤務の予定期間が1年未満でも、後発的な事情により1年以上に延長された場合には、延長が確定した時点から非居住者として取り扱われます。
2. 国内に事務所等を有しない非居住者の場合、不動産の譲渡対価や不動産賃貸による所得がある場合には、原則として確定申告が必要です。
3. 国内法と租税条約とで内容が異なる場合は、租税条約が優先されますので、租税条約の規定は十分に理解しておく必要があります。
4. 国内において行う勤務がない場合、給与等を国内で支払っても源泉徴収の必要はありません。